

消防団の人材確保・勧誘活動へのご協力について（お願い）

日頃から消防団の活動にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、消防団では毎年新入団員の勧誘を行っていますが、団員の確保が大変厳しい状況であり、年々団員数が減少している状況です。

消防団では、地域の皆様の生命・財産を守るべく【火事などの災害時、常備消防と協力し消火・救護活動を行う】役割を担い、日々訓練を行っています。加えて、【人をつくる】という大切な役割もあり、活動の中で、「人とのつながりの大切さ」「地域貢献の大切さ」を学び、「地域における次世代の中心的な役割を担う人を育てる」大事な組織であると考えています。

しかしながら、近年は町外に勤務する団員も多く、また団員のサラリーマン化も進み、特に平日の日中における非常時など、限られた人員の中での出勤となり負担が大きくなっています。団員の負担軽減のため、本部が中心となり、活動内容の見直しや処遇の改善を図るため、検討を重ねておりますが、課題の根本的解決には至っていません。

今後は地域の皆様にも参画をいただき、『消防団あり方検討委員会』を立ち上げ、持続可能な消防団を一緒に考えてまいりたいと考えております。

各区会におかれましては、地域の防災力維持のためにも、若い世代の消防団経験者を委員として各区会 1 名選出いただきたく、ご協力をよろしくお願い致します。

皆様におかれましては、消防団の現状につきましてご理解いただき、地元の消防団員から相談がありましたら、新入団員の勧誘活動及び、消防団を応援する環境づくりに区会また、自治会、自主防災会のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

区会長 様
自治会長 様
自主防災会長 様

令和五年十二月

松川町長 北沢 秀公
松川町消防団長 山田 裕一

令和5年度 松川町消防団 213名 (定数296名)

本部5名・分団長2名・副分団長5名・団員(班長含む)120名・機能別団員81名

本部 16名

団長・副団長・本部長・副本部長・旗手・女性班 8名・役場機能別団員3名

1分団 80名 (定数121名) 団員56名+機能別団員24名 **※うち町内勤務26名**

上大島方面隊 21名 団員21名

方面隊長・班長 5名・団員 15名

33歳	32歳	31歳	30歳	29歳	28歳	27歳	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳
1	1	3	3	4	4	3	1	1	0	0	0	0

上片桐方面隊 59名 団員35名+機能別団員24名

分団長・方面隊長・班長7名・団員26名・機能別団員24名

33歳	32歳	31歳	30歳	29歳	28歳	27歳	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳
8	1	5	1	9	1	2	0	4	3	0	1	0

2分団 117名 (定数160名) 団員63名+機能別団員54名 **※うち町内勤務12名**

名子方面隊 35名 団員24名+機能別団員11名

分団長・方面隊長・班長6名・団員16名・機能別団員11名

33歳	32歳	31歳	30歳	29歳	28歳	27歳	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳
4	5	2	1	4	1	4	1	0	1	0	1	0

新井古町方面隊 44名 団員21名+機能別団員23名

方面隊長・班長5名・団員15名・機能別団員23名

33歳	32歳	31歳	30歳	29歳	28歳	27歳	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳
2	3	2	2	3	2	3	1	2	0	1	0	0

生田方面隊 38名 団員18名+機能別団員20名

方面隊長・班長3名・団員14名・機能別団員20名

33歳	32歳	31歳	30歳	29歳	28歳	27歳	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳
1	0	4	1	1	3	2	2	4	0	0	0	0

区会・自治会など“地域ぐるみ”での 除排雪作業にご協力をお願いします

冬期間、町では、町民の皆様が安全・安心に道路を利用していただくために町内の委託業者をお願いし、効果的、効率的な除雪に努めます。しかし、除雪機械の台数も限られているため、生活道路などの狭い道路や歩道の除雪は、町が全て対応することは大変困難な状況です。

町では、地域ぐるみ（自治会等）で行う、町道及び生活道路又は公共施設（以下、「町道等」といいます。）の除排雪活動に対して支援を行っています。

地域の皆様のご協力が必要となりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

松川町除排雪支援金の内容 ～除雪機を使った作業に支援金が支給されます。～

1 補助金の対象基準

- (1) 大雪注意報発令（10cm以上）又は、大雪警報（20cm以上）等が発令された場合
- (2) 積雪が10cmに達し、さらに降雪が続くと見込まれる場合
- (3) その他、危険箇所につき交通に支障のある場合

2 支援金の額

1回の除排雪に対し、除雪機械等*1台につき一時間1,000円（上限は2時間超過作業3,000円）を予算の範囲内で支援金として支給。

*1 除雪機械等とは、小型除雪機、建設機械、トラック、トラクター等です。

3 支援金交付の流れ

○除排雪作業の実施

地域ぐるみ（区会・自治会等）での除雪機等を使用し、町道等の除排雪を実施。

時 期	注意事項
降雪時及び積雪時	地域ぐるみでの取組みのため、 <u>個人での除排雪は対象外</u> です。

○補助金の申請

区会・自治会等は、町道等の除排雪の実施内容を確認の上、補助金交付申請書兼請求書へ記入し、総務課へ提出します。

時 期	注意事項
実施後、速やかに	申請は <u>区会・自治会等</u> を経由してください。

○交付決定通知の受領

自治会等からの申請を受け、交付決定通知書が送付されます。

時 期	注意事項
3月末まで随時	予算の枠を超えた場合は、距離等により調整をし、支援金が支給されます。

○支援金の支給

補助金交付申請書兼請求書の指定口座へ支援金が支給されます。

時 期	注意事項
3月末まで随時	支払通知（ハガキ）が送付されますのでご確認ください。

令和 5 年 12 月 19 日
建設水道課 建設管理係

冬季道路管理のお願い

日頃より、町道の除草・除雪、道づくり等の管理に対しまして、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本年も冬季を迎え、生活道路の使用に当たって除雪・融雪対策が必要となってきました。交通確保と安全のため、「除雪等の対応について」及び「融雪材（塩カル）配布について」について、次のとおりの取り扱いとさせていただきます。

ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

1、除雪等の対応について

(1) 除雪について

- ① 降雪時は、町の委託業者が除雪指定道路の除雪・融雪剤（塩カル）散布を行います。生活道路及び歩道は地域での除雪にご協力をお願いします。区・自治会内において、除雪路線・除雪体制の確認をお願いします。
- ② 道路や水路への雪の投げ捨ては、行わないでください。水路への排雪は、下流で水路が詰まり、水が溢れ、路面凍結など事故の原因となりますので、お気を付けください。
- ③ 重機による除雪作業により、各戸の出入り口を塞いでしまう場合があります。恐れ入りますが、ご自宅付近の除雪は、町民の皆さまにもご協力いただきますようお願いいたします。
- ④ 除雪は、国道、県道及びこれにつながる幹線町道や交通量の多い道路を優先して実施します。除雪作業が遅くなる町道があることをご理解ください。

(2) 融雪剤（塩カル）、滑り止め用砂の使用について

- ① 融雪剤は、地表面の解凍、再凍結防止を目的として使用します。必ず十分な除雪を行った後に散布してください（積雪状態の散布は効果無）。過大な融雪剤の散布は、融雪剤の無駄となり、塩害が発生する恐れがあります。
- ② 融雪剤は、役場建設水道課又は、各支所に用意してあります。区長・自治会長等の申請により、必要に応じて受け取りをお願いします。

- ③ 滑り止め用の砂は、日陰・坂道等の各設置箇所に配布してあります。
砂の不足または新規設置要望箇所がありましたら役場へ申請してください。

(3) 日陰解消と倒木防止対策について

着雪による道路への倒木は、通行に甚大な支障をきたします。

本格的な降雪の前に、地元の道路を日陰にしている立竹木等を伐採してください。

道路が凍結して事故が起きやすい箇所は、道路沿いの山林・竹やぶの所有者と地域の皆様が協力して伐採をお願いします。

町道沿いに山林等を所有者される方は、降雪時に見回りを行い、道路上に倒木や枝の落下を発見した場合は直ちに除去してください。

(4) 側溝、排水路の清掃について

側溝や排水路に枯葉や土砂等が詰まり、道路に水が溢れ凍結する恐れがありますので、地域で清掃のご協力をお願いします。

2、融雪剤（塩カル）配布について

融雪剤の配布につきましては、次のとおりの取り扱いとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

- (1) 申請は、原則区長、自治会長、区・自治会の土木委員、組長名でお願いします。
- (2) 1回に配布する融雪剤は、原則1路線につき1袋です。

融雪剤（塩カル）の効果的使用について

融雪剤をご使用いただくうえで、下記の事項についてご留意ください。

- ・雪が積もっている状況では、効果がありませんので、必ず除雪を行ってから散布してください。
- ・降雪時に必要以上の散布は効果がないばかりか、塩害が発生する恐れがあります。
- ・融雪剤を散布する場合は、日中のなるべく気温の高い（表面が少しでも融けている）時に行わないと効果が発揮されません。

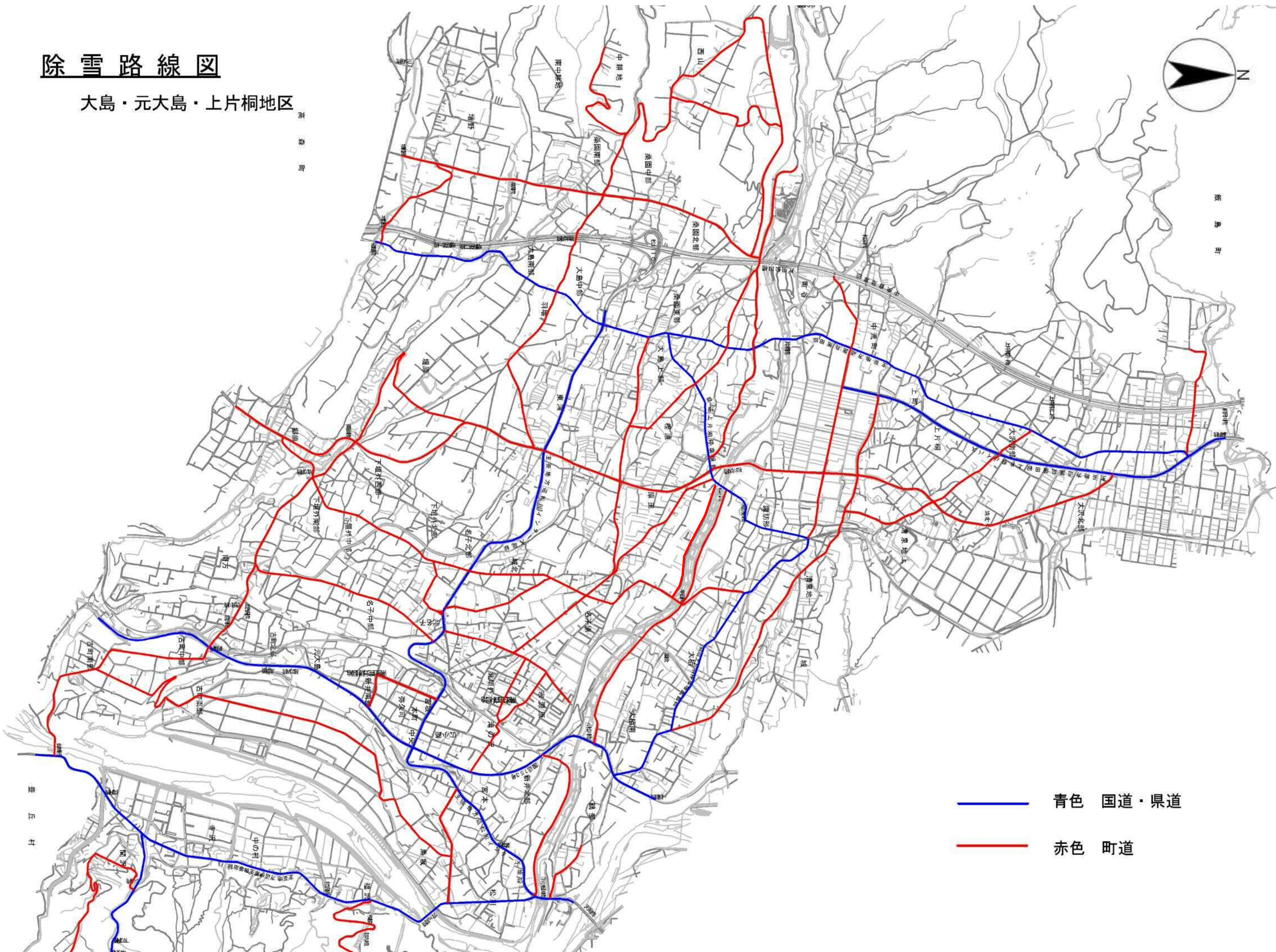
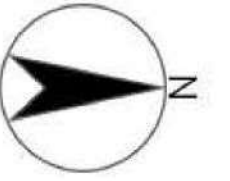
建設水道課 建設管理係
電話：0265-36-7028

除雪路線図

大島・元大島・上片桐地区

西条市

新島町

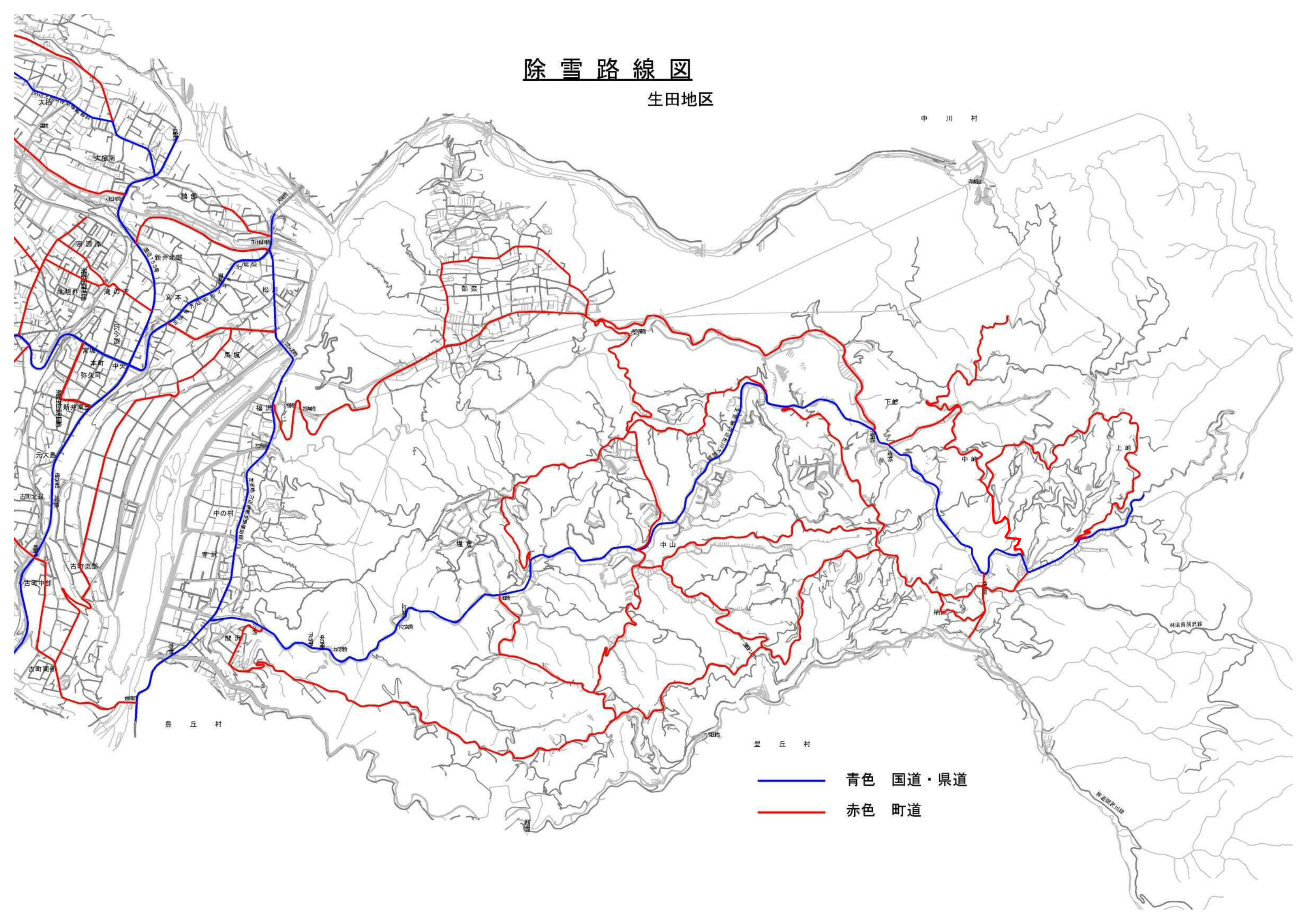


- 青色 国道・県道
- 赤色 町道

豊正村

除雪路線図

生田地区



中川村

豊丘村

豊丘村

- 青色 国道・県道
- 赤色 町道

林道開沢川線

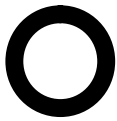
自治会所、地区公民館等の水道設備凍結防止対策について

水道メーター器の凍結防止

「防寒材」をメーター器の上へ置き、凍結防止対策をお願いします。

防寒材は「タオル2枚程を入れたビニール袋」で十分です。検針時の出し入れが困難となるものは、避けてください。

お願いする防寒材の例



ビニール袋にタオル2枚、または同量の古布を入れ、手提げ部を縛り、メーター器を覆うように置く。



発砲スチロールは、保温効果が少なく、出し入れも困難です。



袋に入れない布は、湿って汚れメーター器に土砂が被り、見え難くなることもあります。



露出した水道管や屋外水栓の凍結防止

保温材や凍結防止帯を巻きましょう。特に風当たりの強い場所や日影などは、水道管のほか、蛇口部分にも保温材や凍結防止帯を巻きましょう。凍結防止帯が劣化していないことを確認して凍結防止ヒーター等を通電しましょう。

不凍水栓や温水器などは必要な水抜きを行います。

もし水道管が凍結したら

水道管が凍結した場合は、自然に溶けるのを待つか、凍った部分にタオルなどを被せたくて、「ぬるま湯」をゆっくりと掛けてください。熱湯などによる急激な加熱は、水道管が破損する恐れがあります。

もし水道管が破裂したら

水道管が破損したら、まずメーターボックス内の「止水栓」を閉め、水を止めます。その後、「松川町指定給水装置工事事業者（指定工事店）」へ修理を依頼してください。指定業者は町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

ご協力をお願いします

農地や自治会所なども同様に管理方法について確認しておきましょう。

積雪時には、メーターボックス周辺の雪かきをお願いします。かいた雪は、メーターボックスの上に置かないでください。

お問い合わせ

松川町役場 建設水道課 料金経理係

電話 0265-36-7026(直通)

松川町除排雪支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

松川町長 宛

代表者 住所 松川町

氏名 印

区会・自治会・団体名 ()

松川町除排雪支援金制度要綱の定めるところにより、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請し及び請求します。

(除排雪作業実施内容) 記入しきれない場合には、以下内容を別紙としていただければ結構です

項目	内 容			
作業日時	令和 年 月 日			
	時 分から 時 分まで			
	時 分から 時 分まで			
除雪路線	道 号線 (~)			
	道 号線 (~)			
公共施設				
使用車種 車の所有者 及び運転手	車種	台数	所有者	運転者
	作業従事人員			人

- ※1 使用車種1台につき1枚の申請書を提出してください。
- ※2 使用車種には、小型除雪機、建設機械、トラクター、トラック等記載してください。
- ※3 除雪時間は、機械の稼働時間(回送時間を含む)となります。
- ※4 排雪時間は、雪の積み込みから排雪の運搬時間とします。(待機時間は含みません)

補助金決定額 _____ 円

下記の金融機関に振込み願います。

金融機関名	JAみなみ信州農協・八十二銀行・信用金庫	支店(所)
預金種別	普通	当座
口座番号	フリガナ(カタカナで記入してください)	
口座名義		